

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

「新しい生活様式」実践事業者補助金事業

事業者が行う「新しい生活様式（北海道スタイル）」に対応した、店舗における感染予防のための取り組みを支援します。

1 補助対象

新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる「新しい生活様式（北海道スタイル）」を実践する町内中小企業者など

2 対象経費

- (1) 備品購入費
- (2) 外部委託費
- (3) 消耗品費 など

3 補助金額

- (1) 補助率 3 / 4 以内
- (2) 補助上限額：20万円 / 下限額：5万円

4 締め切り 11月30日(月)

5 申し込み・問い合わせ

町商工会 ☎ 8 2 - 2 7 7 5

コロナ特別対応型小規模企業者支援事業

国（経済産業省）の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）を活用して、販路開拓などに取り組む事業者に対し、事業に係る自己負担分の一部を支援します。

1 補助金額

- (1) 補助率：補助対象経費の1/12以内
- (2) 補助上限額：125,000円（共同申請の場合は、事業者数倍）

2 補助対象

- (1) 国の小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の交付決定を受けている小規模事業者
- (2) 町内に事業所を有する者であること。
- (3) 町税などの滞納がない者であること。

3 締め切り 令和3年3月31日(水)

4 申し込み・問い合わせ

町商工会 ☎ 8 2 - 2 7 7 5

中小企業経営持続化対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障をきたしている商工業者の事業継続を支援するため、現在までに町で実施している下記2事業の対象者に対し、今後の事業継続を支援するため、別途上乘せ給付を行います。

1 給付対象

- (1) 町の中小企業等緊急経営支援給付金の受給者
- (2) 町の小規模事業者等経営支援給付金の受給者

2 給付金額

- (1) 法人：5万円
- (2) 個人事業者など：3万円

3 締め切り 11月30日(月)

4 申し込み・問い合わせ

町商工会 ☎ 8 2 - 2 7 7 5

労働者休業支援事業

新型コロナウイルス感染症により、休業を余儀なくされ、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給した労働者を対象に、上乘せ支援を行います。

1 給付対象

国（厚生労働省）の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（休業した事業者への支援金とは異なる）の支給決定を受けた町民

2 給付金額

国の支給決定額に対し、4分の1の金額
上限10万円

3 締め切り 令和3年2月26日(金)

4 申し込み・問い合わせ

経済振興課 商工労働グループ
☎ 8 2 - 8 2 1 4

秋の全国交通安全運動 9月21日(月)～30日(水)

「ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～」

これからの季節は日没時間が早まることから、夕暮れ時や夜間の高齢歩行者・自転車利用者の交通事故発生、また、観光・行楽など交通量の増加や気の緩みによるスピードの出し過ぎなど、事故多発が懸念されます。

町ではパトライトの実施や学校周辺での早朝街頭指導、各種街頭啓発などを展開し交通事故防止の徹底を呼び掛けます。早めのライト点灯、スピードダウン、飲酒運転の根絶を心掛けましょう！

問い合わせ先：生活環境課 交通・町民活動グループ ☎ 8 2 - 2 2 6 5